

## 鳥根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会規程

### (設 置)

第1条 八束郡鹿島町に設置される中国電力株式会社鳥根原子力発電所の周辺地域における環境放射能等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知をはかることを目的として鳥根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 環境放射能等の調査結果の把握とその周知方法についての協議
- (2) 環境の安全性を把握するため必要な資料の収集及び調査
- (3) その他目的達成に必要な事項

### (構 成)

第3条 協議会は、委員40名以内で組織し、会長及び副会長2名を置く。

- 2 委員は、知事及び知事が委嘱し、または任命した者とする。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は知事をもって充て、副会長は委員のうちから互選する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはあらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

### (顧 問)

第5条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、知事が委嘱した者とする。
- 3 顧問は、協議会の目的を達成するために必要な助言を行う。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。

### (専門部会)

第7条 協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会の委員若干人で組織する。
- 3 専門部会は、協議会の目的を達成するため専門的事項の調査検討を行う。

### (庶 務)

第8条 協議会の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議にはかって定める。

### 付 則

この規程は、昭和48年5月25日から施行する。

- |      |           |
|------|-----------|
| 一部改正 | 平成 5年4月1日 |
| 一部改正 | 平成10年4月1日 |
| 一部改正 | 平成15年4月1日 |